

愛知県日進市におけるスポーツ推進計画の実態について

内藤正和*¹⁾ 時本識資*²⁾

国のスポーツ基本計画が地方公共団体（都道府県）の愛知県スポーツ推進計画の中で反映されるのかは、国家意思の伝達において重要な意味をもつものである。また、愛知県下の一地方公共団体である日進市のスポーツ推進計画にどのように影響を及ぼすかを明らかにすることは、実際の市民のスポーツのあり方と国家の意志の差異を見るうえで極めて重要な事といえる。

本論では、スポーツ推進計画を国、都道府県、市町村の自治体の階層からみるために、愛知県と日進市を取り上げ、各自治体においてどのように上位組織のスポーツ推進計画が影響しているのかを明らかにした。

国のスポーツ推進計画は広く都道府県市町村のスポーツ推進計画を縛りながらも、実際には地方自治体組織の階層の中で、競技スポーツの振興の中心は都道府県が担う現実が作られているといえる。

キーワード：スポーツ基本法、スポーツ基本計画、愛知県スポーツ推進計画、日進市スポーツ推進計画

I. 問題の所在

今日のスポーツ及びスポーツ環境は大きな変革期にきている。国内的には、2020年の東京オリンピックの開催が決定したことは、わが国においては1964年の東京オリンピックの開催と並び重要なことといえる。1964年の東京オリンピックが単にスポーツの祭典を実施することに注力されたわけではなく、戦後日本が国際社会にいかに関与し承認を得るかという、いわば国家の存亡をかけた一大事業であったからに他ならない。この意味でアジアにおけるはじめての同一都市開催の2020年東京オリンピックにどのような価値を与え、評価を得るのかは国家においては重要な事とであるとしながらも、わが国のスポーツがどのように方向づけられていくのかを見るうえでも重要な局面であるともいえる。

なぜなら、1964年の東京オリンピック開催に呼応し制定されたスポーツ振興法（1961年）は、その後50年にわたりわが国のスポーツ振興の中核的法律として存在し、今日のスポーツ状況を生み出し、わが国のスポーツの価値、構造、施策等を決定づけてきた根

拠法といえるからである。今回の2020年の東京オリンピック開催に先立ち、2011年にスポーツ振興法を全面改定する形で制定されたスポーツ基本法は今後のわが国スポーツの姿を描き出すものといえる。

しかしながら、2020年東京オリンピックの開催決定以降、メイン会場の国立競技場の建設コスト問題、エンブレムの偽造問題、招致活動経費の不明朗な支出など、スポーツを取り巻く多くの事象において問題点が指摘され、社会的に大きな関心と呼んでいる。これはスポーツの周辺的事象と見ることもできるが、その反面スポーツが範疇とする内容が拡大化しているとも見てとれる。とりわけスポーツの価値が経済的価値と結びつき、スポーツを対象とした経済的活動として、デザイン、建設等の多岐にわたる領域にスポーツの価値が拡大化し続けている今日のスポーツにおいては、スポーツそのものの問題と指摘されてもやむを得ないのかもしれない。このように経済と結びついたスポーツの新たな価値の発見は、1984年のロサンゼルス・オリンピックにおいてであり、これ以降スポーツの経済的価値は拡大を続けている（アンドリュー・ジンバリスト、2016）。また近年のドーピング問題、とり

* 1) 愛知学院大学心身科学部健康科学科

* 2) 愛知学院大学心身科学部非常勤講師

(連絡先) 〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池12 E-mail: naito@dpc.agu.ac.jp

わけロシア選手等による組織的なドーピングに対してIOCがその撲滅に勢力を注ぐのは、オリンピックの中核組織としてフェアでクリーンなスポーツをスローガンとして掲げることに主眼があるのではなく、経済活動におけるスポーツの価値を維持することがIOCの経済活動において求められる姿勢として読み解くこともできる。

このようなスポーツの価値が拡大する中で、2020年の東京オリンピックの開催が2013年9月7日のIOC総会（ブエノスアイレス）で決定され、それと前後するかのようには1961年に制定されたスポーツ振興法がその制定から50年を経て、2011年にスポーツ振興法を全面改正する形でスポーツ基本法として制定された。さらに、わが国のスポーツを一元的に統括する行政組織として2015年10月1日に文部科学省にスポーツ庁の設置が行われた。このスポーツ基本法の制定とスポーツ庁の設置は、戦後のスポーツ行政および政策を考える上で大きな制度的・法的な変化であり、この影響は地方公共団体まで影響が及ぶことは想像に難しくない。

またスポーツ基本法において、スポーツにおける地方公共団体の役割と責務を次のように定めている。

(目的)

第1条

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

また、地方公共団体の責務として次のように規定されている。

(地方公共団体の責務)

第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方スポーツ推進計画)

第10条

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ）町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、および執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

スポーツ基本法に規定された地方公共団体のスポーツの責務規定は、スポーツ基本法が制定されてから5年を迎える現在、全国の都道府県の68.1%がスポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画を策定している状況にある（2014年12月現在）（文部科学省、2015）。

しかしながら現実には、都道府県自治体がスポーツ基本法の制定に従いスポーツ推進計画を定めたとしても、直ちに1,741の市町村地方公共団体（2014年現在）がスポーツ推進計画を定めることを意味するものではないし、国家政策が直ちに地方公共団体の政策等につながるわけではない。なぜなら政策の根拠となる財政問題が地方公共団体の共通する深刻な問題であり、一長一短にスポーツ推進計画が策定される現実があるわけではなく、また施策として行われるには時間が必要といえる。また、スポーツを対象とする政策そのものが助長的行政としての性格を有することから、地方公共団体は市民のスポーツ状況及びスポーツニーズを把握することからしかスポーツ推進計画の策定は始まらないといえるからである。

このような中においても、愛知県は2013年にスポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」を2013年度から2022年度までの10年間のスポーツ推進計画として策定した。ここで、国のスポーツ基本計画が地方公共団体（都道府県）の愛知県スポーツ推進計画の中で反映されるのかは、国家意思の伝達において重要な意味をもつものである。また、愛知県下の一地方公共団体である日進市のスポーツ推進計画にどのように影響を及ぼすかを明らかにすることは、実際の市民のスポーツのあり方と国家の意志の差異を見るうえで極めて重要な事といえる。

そこで本論では、国のスポーツ推進計画「スポーツ

基本計画（2012年）」（文部科学省，2012），愛知県のスポーツ推進計画「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～（2013年）」（2013）と日進市「日進市スポーツ振興基本計画（2010年）」（2010）の比較検討から，日進市の特徴的（独自）なスポーツ振興の内容をみることにより，市町村のスポーツ振興の枠組みを明らかにしようとするものである。

これまで，地方公共団体のスポーツ推進に関わる研究はいくつか散見される。とりわけ成瀬ら（2006，2013）により都道府県のスポーツ振興計画の現状把握が行われ，その実態調査を踏まえたかたちで，沖村ら（2015）によるスポーツ振興計画が都道府県スポーツ振興計画に与えた影響についての研究が見られる。これらの研究は地方行政と中央行政との整合性が求められるべきであるとの視点からの研究であり，本論の立脚点を異にするものである。しかしながら，その分析等の方法や全国の実態を把握している点において有用な調査研究といえる。

II. 「スポーツ基本計画」の概要

1) 「スポーツ基本計画」の策定の根拠と背景

「スポーツ基本計画」は，スポーツ基本法の「（国の責務）第3条 国は，前条の基本理念（以下，「基本理念」という。）にのっとり，スポーツに関する施策を総合的に策定し，および実施する責務を有する。」との規定により，国のスポーツ振興の基本方針といえるものである。

スポーツ基本法が制定される以前においては，1961年に制定されたスポーツ振興法第4条において文部科学大臣はスポーツの振興に関する基本的計画を定めるように規定されていた。しかしながら，国はスポーツ振興法第4条のスポーツに関する基本計画を定めることなく，保健体育審議会の答申という形で，スポーツ振興を図ってきた。

しかしながら，1998年のスポーツ振興の財源を確保するために制定された「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」の制定過程の議論の中で，衆参両院において付帯決議が設けられ「スポーツ振興基本計画」の策定が明記された（澤田，2011）。これを受ける形で2000年に「スポーツ振興基本計画」が策定され，2011年のスポーツ基本法制定に伴い，2012年に「スポーツ基本計画」として新たに策定された。

2) 「スポーツ基本計画」の性格

スポーツ基本法を全面的に反映させた「スポーツ基本計画」は，わが国の社会状況を少子高齢化・情報化の進展，地域社会の空洞化，人間関係の希薄化，大震災後の復興等の新たな課題の発生にあるとし，スポーツの振興によって今後目指すべき社会の姿を次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され，地域に深い絆が存在し，健康な長寿を享受できる社会及び国際的にも尊敬される国をスポーツが目指すべき社会の姿としてとして描き出している。

このような社会の課題に応えるスポーツであるためにはまずはスポーツの課題を明らかにし，その課題解決によって社会の課題の解決につなげようとする国の政策である。2012年からの10年間程度を見通した計画であり，とりわけ当初5年間を地方公共団体が果たすべき役割について留意して策定したとしていることから，地方公共団体の統一的な地方スポーツ推進計画の立案の促進を意図したものと見える。

この「スポーツ基本計画」において，スポーツ推進の基本方針として年齢や性別，障害等を問わず，広く人々が関心，適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備することを基本的な政策課題として7項目を掲げている。

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性，公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界の好循環の創出

とりわけ5年間に（2017年度までの間）において総合的かつ計画的に取り組むべき施策として，上記政策課題に対応する施策を設定し，政策目標を次のように定めている。

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実（政策目標）今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回るようにする。
 - ①幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
 - ②学校体育に関する活動の充実
 - ③子供を取り巻く社会のスポーツ環境の充実

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力
づくり支援等のライフステージに応じたスポ
ーツ活動の推進

(政策目標) 成人の週1回以上のスポーツ実施率
が3人に2人(65%程度), 週3回以上のスポ
ーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを
目標とする。

- ①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ②スポーツにおける安全の確保

3. 住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の
整備

(政策目標) 総合型地域スポーツクラブの育成や
スポーツ指導者・スポーツ施設の充実を図る。

- ①コミュニティの中心となる地域スポーツクラブ
の育成・推進
- ②地域のスポーツ指導者等の充実
- ③地域スポーツ施設の充実
- ④地域スポーツと起業・大学等との連携

4. 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ
環境の整備

(政策目標) 過去最多を超えるメダル数の獲得。
オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキング
では夏季大会では5位以内, 冬季大会では10位
以内, パラリンピック競技大会の金メダル獲得ラ
ンキングでは直近の大会以上を目標とする。

- ①ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援
の強化
- ②スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキ
ャリア循環の形成
- ③トップアスリートのための強化・研究活動等の
拠点構築

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大
会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の
推進

(政策目標) オリンピック競技大会・パラリンピ
ック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致
や開催

- ①オリンピック・パラリンピック等の国際競技大
会等の招致・開催
- ②スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進による
スポーツ界の透明性, 公平・公正性の向上

(政策目標) ドーピング防止活動を推進するた
めの環境を整備し, スポーツ団体のガバナンスを強
化し, スポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整

備・定着を図る。

- ①ドーピング防止活動の推進
- ②スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上
に向けた取り組みの推進
- ③スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向
けた取り組みの推進

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたト
ップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・
協働の推進

(政策目標) トップスポーツと地域におけるスポ
ーツとの連携・協働を推進する。

- ①トップスポーツと地域におけるスポーツとの連
携・協働の推進
- ②地域スポーツと企業・大学等との連携

この7項目を地方公共団体が担うべき事項として整
理すると, 次のように区分することができる。

A群: 地方公共団体が主体的に担うことが期待され
ている事項

- 1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の
充実
- 2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体
力づくり支援等のライフステージに応じたス
ポーツ活動の推進
- 3. 住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境
の整備

B群: 地方公共団体が他の組織と連携し担うことが
期待されている事項

- 7. スポーツ界における好循環の創出に向けたト
ップスポーツと地域におけるスポーツとの連
携・協働の推進

C群: 直接的に地方公共団体が担うことが期待され
ない事項

- 4. 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポ
ーツ環境の整備
- 5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技
大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢
献の推進
- 6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によ
るスポーツ界の透明性, 公平・公正性の向上

このA群及びB群の事項が, 地方公共団体のスポ
ーツ推進計画の中にどのように組み込まれているかを見
ることが必要といえる。

III. 愛知県スポーツ推進計画

「いきいきあいち スポーツプラン ～豊かなスポーツライフの創造～」の概要

1) 愛知県スポーツ推進計画の策定の根拠と背景

愛知県のスポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツの推進計画として位置づけられ、2013年に「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～」として策定された。このスポーツ推進計画は、2013年度から10年間の愛知県のスポーツ推進計画を定め、中間年の2017年度に見直しを行うとしている。

このスポーツ推進計画の趣旨は、「県民一人一人がそれぞれのライフステージや興味・関心等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、活力ある「スポーツ愛知」を実現するために基本的な方向性を示すもの」とし、以下の4つの基本施策を掲げている。

- ①学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参加する地域スポーツ環境の整備
- ④競技力の向上を目指す取組の推進

2) 愛知県スポーツ推進計画の基本施策の概要

愛知県のスポーツ推進施策は4つの基本的施策から構成されており、各々の基本的施策の内容は次のように示されている。

- ①学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
 - i. 幼児期からの運動習慣の確立
 - ii. 学校と地域における子どもの体力向上への取組
 - iii. 学校における体育に関する活動の充実
 - iv. 教員の指導力の向上と外部指導者の効果的活用
 - v. 安全指導・安全教育の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - i. 若者をはじめとした成人のスポーツ参加機会の拡充
 - ii. 高齢者の体力づくり支援
 - iii. 障害者スポーツ活動の推進
 - iv. スポーツにおける安全の確保
- ③住民が主体的に参加する地域スポーツ環境の整備
 - i. 総合型クラブの育成支援
 - ii. 子どものスポーツ環境充実に向けた総合型クラブと学校との連携
 - iii. 地域スポーツ指導者・クラブマネージャー等

の養成及び活用促進

- iv. 地域スポーツ施設の充実と学校体育施設の有効活用の促進
 - v. 地域スポーツと企業・大学等との連携・協働
- ④競技力の向上を目指す取組の推進
- i. ジュニア選手の発掘・育成・強化
 - ii. トップアスリート（チーム）の強化・連携・活用
 - iii. スポーツ指導者及び審判員等の養成
 - iv. 障害者スポーツの競技力向上
 - v. スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

3) スポーツ推進計画に見る国と愛知県との計画の差異

愛知県のスポーツ推進計画がスポーツ基本法に基づき策定されていることから、スポーツ基本法を根拠に策定された国のスポーツ基本計画との類似性が高いことは予測されることである。しかしながら個別に施策を比較すると、愛知県のスポーツ推進計画は国のスポーツ基本計画のすべての施策項目と一致し、いわば愛知県独自のスポーツ推進施策を見出すことができない。これは、愛知県特有のスポーツに係る政策課題が存在しないのか、あるいは国と同一内容の都道府県スポーツ推進計画の策定が求められているのではないかと推測される。

IV. 愛知県日進市のスポーツ推進計画 「日進市スポーツ振興基本計画」の概要

1) 日進市スポーツ推進計画策定の背景と施策

日進市のスポーツ推進計画である「日進市スポーツ振興基本計画」は、現在の国のスポーツ基本計画（2012年策定）の前のスポーツ推進計画である「スポーツ振興基本計画」（2000年策定）と愛知県のスポーツ推進計画「スポーツあいち さわやかプラン 21世紀も豊かな生涯スポーツ社会を築くために」（2003年策定：現行のスポーツ推進計画の前の計画）の趣旨を踏まえながら、2010年度から2019年度までの10年間の日進市のスポーツ推進計画として位置づけられている。

「日進市スポーツ振興基本計画」は、「げんきなまちにしん！ 健やかスポーツライフを送ろう」を基本理念とし3つの基本方針と各方針に基本的を定めている。

- ①健康づくりと生涯スポーツの普及・振興（ソフトウェアの充実）

- i. スポーツ・レクリエーション組織の育成・強化
 - ii. 市民ニーズを考慮したスポーツ教室の開催
 - iii. 児童生徒のスポーツ活動の充実
 - iv. 高齢者・障害者のスポーツ活動の充実
 - v. 総合型地域スポーツクラブの創設
 - vi. スポーツ普及に向けての啓発活動
- ②スポーツ施設の整備・充実(ハードウェアの充実)
- i. 既存のスポーツ施設の整備
 - ii. 時代に即応したスポーツ施設の管理・運営の推進
 - iii. 小学校・中学校体育施設開放の推進
 - iv. 新たな施設の検討
- ③支援体制の整備・充実(ヒューマンウェアの充実)
- i. 指導者とスポーツボランティアの養成と活用
 - ii. 体育指導委員制度の充実
 - iii. スポーツリーダーバンクの創設
 - iv. 学校へのサポート体制の充実

2) 日進市スポーツ振興基本計画の特徴

日進市のスポーツ振興計画の特徴は、生涯スポーツを中核とするスポーツ推進計画である点にある。この生涯スポーツの振興として、一般市民、児童生徒、高齢者・障害者をそのスポーツ主体者として位置付けている。スポーツ主体者のスポーツ活動を支援する施策として、施設、指導者等の環境整備をスポーツ推進の重要な事項としている点に特徴を見出すことができる。

日進市のスポーツ推進計画がスポーツ基本計画の制定前のスポーツ振興基本計画を踏まえて作成されていることからすれば、競技スポーツに関する振興施策が位置づけられているべきであるが、日進市のスポーツ振興計画においては位置づけがなされていない。

また、国のスポーツ享受概念である「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の区分からみると、日進市のスポーツ推進計画は生涯スポーツにおける「するスポーツ」「ささえるスポーツ」の振興に重点が置かれており、スポーツ推進計画において競技スポーツの振興が位置づけられていないことにより、「みるスポーツ」の振興が施策とはなっていない。

このようなことから、日進市のスポーツ推進計画は生涯スポーツに焦点を当てたスポーツ推進計画といえ、市民社会におけるスポーツの普及振興のための計画といえる。

V. 日進市のスポーツ推進計画からみる 地方自治体の特徴

これまで見てきたように、愛知県のスポーツ推進計画は国のスポーツ基本計画と同様の内容で策定されているが、日進市は生涯スポーツに特化した、いわば当該自治体の事情に立脚したスポーツ推進計画といえよう。

ではなぜ、日進市のような市町村は競技スポーツに係る施策が重視されることなく、生涯スポーツに重点をおいた施策が策定されなければならないのであろうか。一つには、国民体育大会の位置づけの問題があるといえる。国民体育大会は毎年都道府県の持ち回りで開催され、都道府県選手団としてチームが編成される。その意味では、地方自治体における競技スポーツの振興は、地方自治体の競技スポーツの象徴を国民体育大会とするならばその信仰及び責任は都道府県に求められるべきであり、市町村ではないという意識が働いているのではないかといえる。しかし選手育成の実際からは、選手育成の低年齢化が進む中で、ジュニア及びそれ以前の段階のスポーツが市町村であるとするなら、市町村においても競技スポーツ振興の視点が求められるべきともいえる。

また二つ目の理由として、スポーツ振興の場を「学校体育」「生涯スポーツ」「競技スポーツ」という国の切り分けに従ってとらえ、先述の国民体育大会における競技スポーツの振興が都道府県の責務であるという認識がなされるならば、市町村の役割は自ずと「学校体育」「生涯スポーツ」に収斂されることになる。

このような意味からすると、国のスポーツ推進計画は広く都道府県市町村のスポーツ推進計画を縛りながらも、実際には地方自治体組織の階層の中で、競技スポーツの振興の中心は都道府県が担う現実が作られているといえる。

VI. まとめ

本論では、スポーツ推進計画を国、都道府県、市町村の自治体の階層からみるために、国の「スポーツ基本計画」、愛知県の「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造」、日進市の「日進市スポーツ振興基本計画」を取り上げ、各自自治体においてどのように上位組織のスポーツ推進計画が影響しているのかを見た。愛知県のスポーツ推進計画は国と同じ内容といえ、日進市は生涯スポーツに重点をおお

いた施策となっている。

これは、スポーツ基本法第4条（地方公共団体の責務）に従い、各都道府県及び市町村は「国との連携」をスポーツ基本計画の類似系として当該自治体のスポーツ推進計画の策定をしているものの、市町村において競技力向上は都道府県の責務としてスポーツ施策としては位置づけられていない。

引用参考文献

アンドリュウ・ジンバリスト，田端優訳，オリンピック経済幻想論，ブックマン社，2016，26-58
愛知県，愛知県教育委員会，いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～，2013
愛知県日進市，日進市スポーツ振興基本計画，2010.3

文部科学省，スポーツ振興基本計画，2000
文部科学省，スポーツ基本計画，2012
文部科学省，都道府県のスポーツ推進計画の根拠 地域スポーツに関する基礎データ集，2011，4-11
成瀬和弥，都道府県におけるスポーツ推進計画の動向—平成22年度及び平成23年度—，体育・スポーツ政策研究 22(1)，2013，35-49
成瀬和弥，田崎健太郎，都道府県におけるスポーツ振興計画の現状について，体育・スポーツ政策研究 15(1)，2006，13-19
沖村多賀典，徳山性友，スポーツ振興基本計画が都道府県のスポーツ振興計画に与えた影響について，名古屋学院大学論集 医学・健康科学・スポーツ科学編 第4巻第1号，2015，11-30
澤田大祐，スポーツ政策の現状と課題—「スポーツ基本法」の成立をめぐって—，調査と情報第 722号，2011.8，3-4

最終版平成28年10月7日受理

The Actual Situation of the Sports Promotion Plan in Nisshin, Aichi Prefecture

Masakazu NAITO and Tsunetsugu TOKIMOTO

Whether Aichi prefectural sports promotion plan reflects locally the National Sports Basic Plan is an important question in the implementation of national policy. Furthermore, within Aichi Prefecture, we examine Nisshin city's local sports promotion plan, and address the important point of what influence the national policy has on the citizens' actual sports habits.

This paper discusses the effect of the sports promotion plan on local administrative districts, focusing on Aichi Prefecture and Nisshin city, and analyzing the effect of the hierarchy of local administrative bodies.

Although the national sports promotion plan is widely implemented locally, we find that in fact the essential competitive sports promotion occurs at the prefectural level.